

第2章 環境の状況及び講じた施策

府域の環境の状況について、大気中の二酸化硫黄や一酸化炭素、河川水質の鉛、カドミウムなどの健康項目については環境保全目標をほぼ達成（一部、河川で138地点中 ぶっ素5地点、ほう素13地点、ジクロロメタン1地点で超過）していますが、窒素酸化物や浮遊粒子状物質、河川や海域のBOD、CODは、いずれも改善の傾向にあるものの、未だに環境保全目標を達成できていない地域が残っています。さらに、ダイオキシン類などの有害化学物質対策、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、地球温暖化やヒートアイランド対策などが新たな課題となっています。

本章では、これらの主な環境の状況と併せて、平成14年度に講じた施策のうち主要なものや新たに始めた取り組みを中心に、その実績について「大阪21世紀の環境総合計画」の目標と併せて報告します。

第1節 持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現（循環）

1 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

廃棄物の最終処分量を2010（平成22）年度までに1997（平成9）年度比概ね半減させることをみすえつつ、2005（平成17）年度における最終処分量を一般廃棄物については84万トンに、産業廃棄物については111万トンに削減することなどを目標に、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）を推進します。

【現 状】

①一般廃棄物

平成13年度に府域から排出された一般廃棄物は431万トン（集団回収除く）であり、一人一日あたりの排出量は1,331グラムとなっています。また、再生利用量は41万トンであり、最終処分量は80万トンとなっています。リサイクル率も年々向上しており、9.1%となっています。なお、府のデータは13年度が、国は12年度が最新となっています。

図-2 一般廃棄物排出量の推移

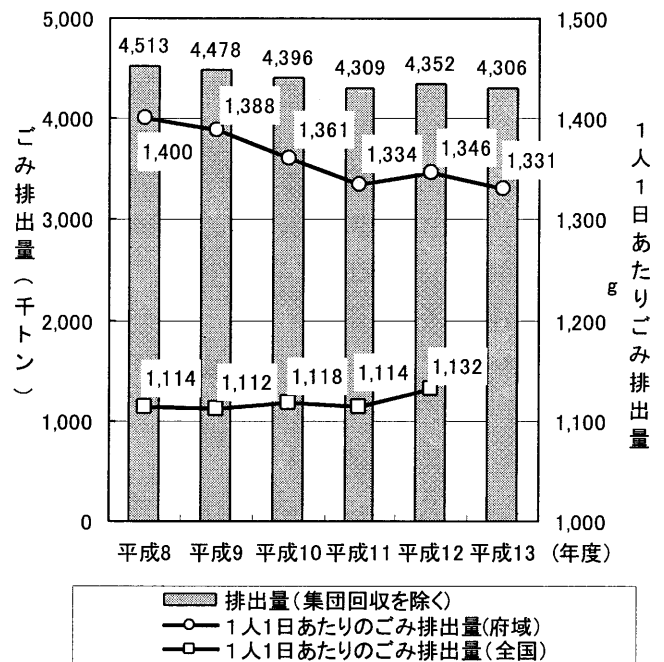
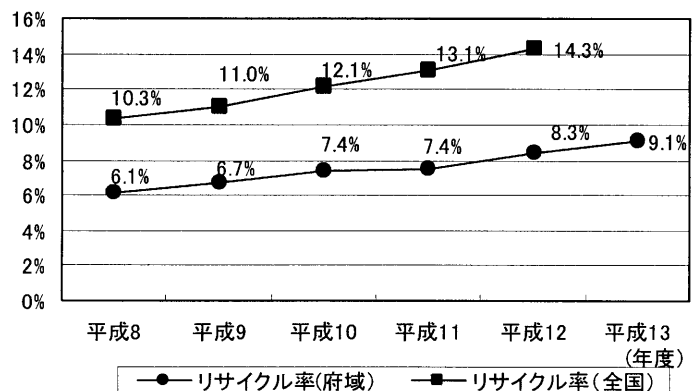


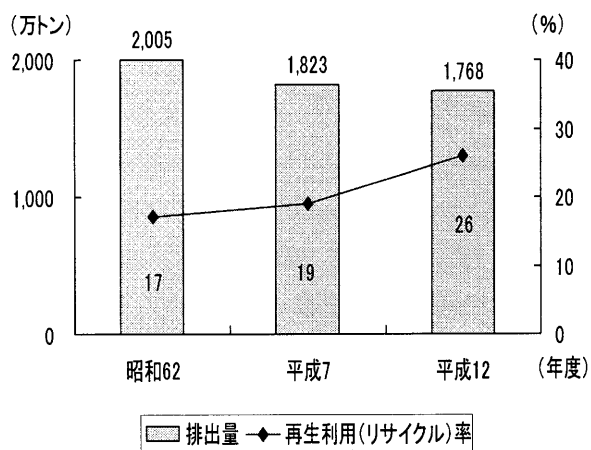
図-3 一般廃棄物のリサイクル率の推移



②産業廃棄物

平成12年度に府域から排出された産業廃棄物は、1,768万トンとなっています。また、再生利用量は464万トンであり、最終処分量は147万トンとなっています。なお、平成12年度データが最新となっています。

図-4 産業廃棄物の排出量とリサイクル率の推移（大阪府）



(2) 平成14年度に講じた施策

① 減量化・リサイクルに向けた枠組みづくり

■ きれいな環境都市創造推進事業

廃棄物の減量化・リサイクルの推進、不適正処理の撲滅等に関する取組みを進め、自主的な活動を促進するなど、循環型社会の形成を推進し、大阪を魅力あるきれいな環境都市とするための仕組みづくりのひとつとして、「大阪府循環型社会形成推進条例」を平成15年3月に制定しました。

■ ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進

大阪府、市町村、住民団体、事業者団体等で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、府民・事業者・行政の果たすべき役割と具体的な行動をとりまとめた「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」に基づき、NO!!包装キャンペーンの実施やリサイクルフェアの開催など各

主体が連携してごみの減量化、リサイクルに取り組みました。



環境美化・ごみ減量化・リサイクルポスターコンクール表彰式（平成14年11月）

② リサイクルの推進

■ 大阪エコエリア構想の推進

民間事業者を主体としたリサイクル施設整備の方針や、森林・ビオトープ等の自然とふれあう場の創造（共生の森）の基本的考え方を整理した「大阪エコエリア構想」を平成15年3月に策定しました。

■ 建設リサイクル法に基づく事業の実施

建設リサイクル法（平成14年5月30日全面施行）に義務付けられた「分別解体等」や「再資源化等」の実施を確保するため、解体工事業の登録、対象建設工事の事前届出や分別解体及び再資源化の指導等を行いました。

表-5 解体工事業登録及び対象建設工事届出件数の推移（件）

区分	H13年度	H14年度
解体工事業登録	70	115
対象建設工事届出(府所管分)	—	1,378

注：解体工事業登録については平成13年5月30日、対象建設工事届出については平成14年5月30日より開始

■ 食品リサイクル推進事業

食品関連事業者等に対する食品リサイクル

法(平成13年5月施行)の周知徹底により、一層の取組促進を図るため、学識経験者等からなるリサイクル指針検討委員会を平成14年6月に組織し、具体的な取組方法・事例を示した「食品リサイクルの手引き」を2000部作成し、食品関連事業者団体を通じ配布しました。

■ 水道残渣の減量化と有効利用の推進

村野浄水場(枚方市)において、高効率型天然ガスコージェネレーション設備から供給される熱を利用して、産業廃棄物として埋立処分を要する水道残渣を乾燥、減量化しました。

また、水道残渣は、従来からグラウンド資材として有効利用していますが、平成14年度からはセメント用原料として新たに有効利用を図るための中間処理を図りました。

■ 輸入青果廃棄物の有効利用技術に関する研究

青果物の輸入倉庫から廃棄される大量のバナナやパイナップル加工残渣を再利用するために、各種の有用機能性成分が多量に含まれる点に着目し、生活習慣病予防のための食品・医薬品原料に転換する技術や有用成分抽出後の残渣を飼料化する技術開発を行いました。

2 地球環境保全等に資する取り組み

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を1990(平成2)年度レベルから2010(平成22)年度までに9%削減、ヒートアイランド現象の緩和などを目標に、新エネルギーの導入、省エネルギーの推進、緑化の推進などを行います。

【現状】

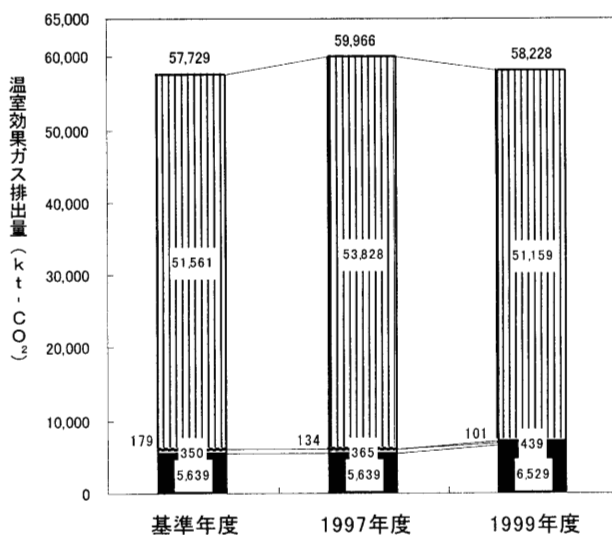
府における、1999年度の温室効果ガス排出量は5,823万トンで、基準年度(1990年度)の排出量に比べ0.9%の増加となっています。

また、大阪は、過去100年間で平均気温が2.3℃、最近30年間で1.3℃上昇しています。真夏日*1、熱帯夜*2の日数も増加傾向にあり、大阪ではここ20年間で真夏日、熱帯夜が著しく増加しています。この原因として、地球全体の温暖化の影響とヒートアイランド現象の進行が考えられます。

*1 真夏日…日中の最高気温が30℃以上の日のこと。

*2 熱帯夜…夜間の最低気温が25℃以上の日のこと。

図-6 温室効果ガス排出量の推移(大阪府)



■ 代替フロン等 □ 亜酸化窒素 ○ メタン □ 二酸化炭素

図-7 大阪における年平均気温の推移

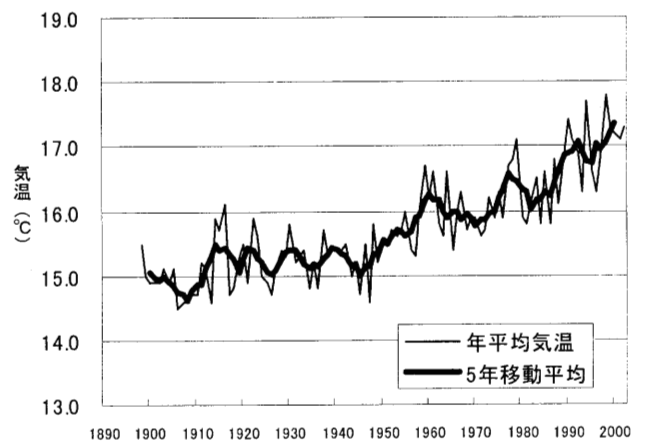


図-8 大都市における真夏日日数（5年移動平均）

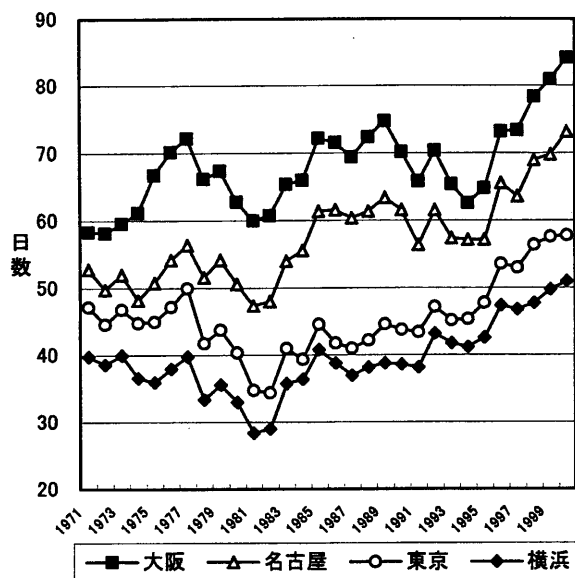
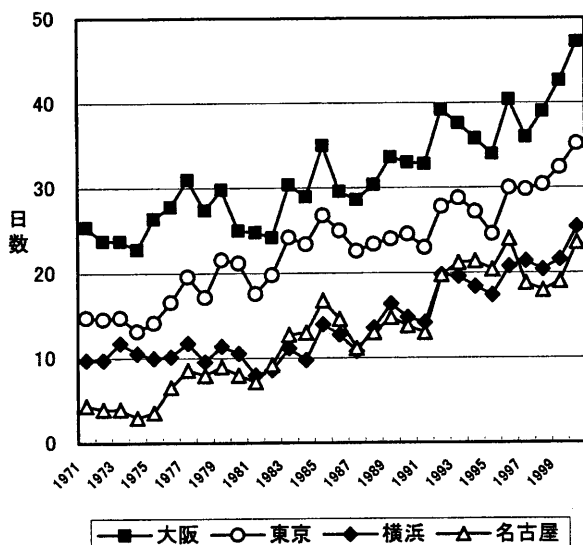


図-9 大都市における熱帯夜日数（5年移動平均）



(2) 平成14年度に講じた施策

① 地球温暖化防止活動の推進

■ NPOとの協働による温暖化防止活動の推進

地域での地球温暖化防止活動を進めるため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止活動推進員を公募等により平成14年10月に114名委嘱しました。

また、委嘱した推進員に対して研修等の支援を行うとともに、NPOや市町村、推進員と協働し、地球温暖化防止に関する講演会や省エネ実験教室の開催など、府民に対する環境情報の

提供や家庭・学校等での啓発活動を推進しました。

■ 再生産可能な木材の利用促進

大阪府自らが木材を積極的に利用することで、府民に木材の良さをPRし、木材や木製品の普及を図ることを目的に「大阪府木材利用推進指針」を策定しました。

また、府民に木の良さや木材利用の意義等に対する理解を浸透させることを目的に「おおさか材」によるモデル住宅1件に対して助成を行いました。

② オゾン層保護対策の推進

■ フロン回収・引取業者の指導

オゾン層を破壊し、地球温暖化にも影響を及ぼすフロンガスの排出抑制対策を講じるため、平成14年10月から全面施行された「フロン回収破壊法」に基づきフロン類回収業者等の登録を実施しました。

また、立入検査の実施等により、フロン類の回収を徹底しました。

表-10 フロン類回収業者等の登録件数の推移(件)

区分	H12年度	H13年度	H14年度
第1種フロン類回収業者	—	608	929
第2種特定製品引取業者	—	—	1,396
第2種フロン類回収業者	—	—	733

注：第1種回収業者については平成13年12月21日、第2種回収業者及び引取業者については平成14年4月1日から登録開始

③ 環境に配慮したエネルギー利用の推進

■ 太陽光発電設備の設置

村野浄水場（枚方市）において、沈澱池の藻の発生を抑制するとともに、自然エネルギーの有効利用を図るため、沈澱池上部に太陽光発電設備（最大発電電力360kW）を設置し、平成13年3月から稼動していますが、この実績を踏まえ、平成15年1月に三島浄水場においても同様に太陽光発電設備（最大発電電力360kW）を設置しました。

■ 警察本部棟へのコージェネレーション導入

警察本部棟建設において平成14年7月に、コージェネレーションシステムとして、都市ガスを燃料とする600KWの自家発電機2台を設置しました。

これにより常時自家発電を行い、同時にエンジンから発生する排熱を回収して給湯及び冷暖房に用いています。

■ ESCO事業^{*3}による省エネルギー化の推進

府立母子保健総合医療センターESCO事業について、平成14年度からESCOサービスを開始し、二酸化炭素排出を約30%（2,719ton-CO₂/年）削減しました。

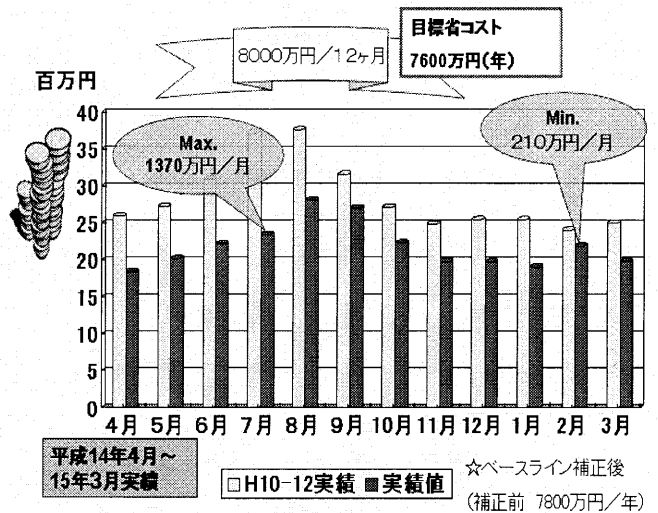
また、4府民センタービル（三島・泉南・南河内・北河内）ESCO事業について、平成14年9月に契約、平成15年3月に省エネ改修を完了し、平成15年度からESCOサービスを開始します。

府立病院（現府立急性期・総合医療センター）、府立障害者交流促進センター、府教育センター、池田・府市合同庁舎（豊能府民センタービル）において、平成15年1月にESCO事業の提案公募を実施し、事業者選定を完了しました。平成15年度に契約、省エネ改修を実施します。

*3 ESCO (Energy Service Company) 事業…電力の大口需要化に対して省エネルギー診断やエネルギー効率の改善計画を行う事業のこと。

図-11 ESCO事業による光熱水費の削減実績

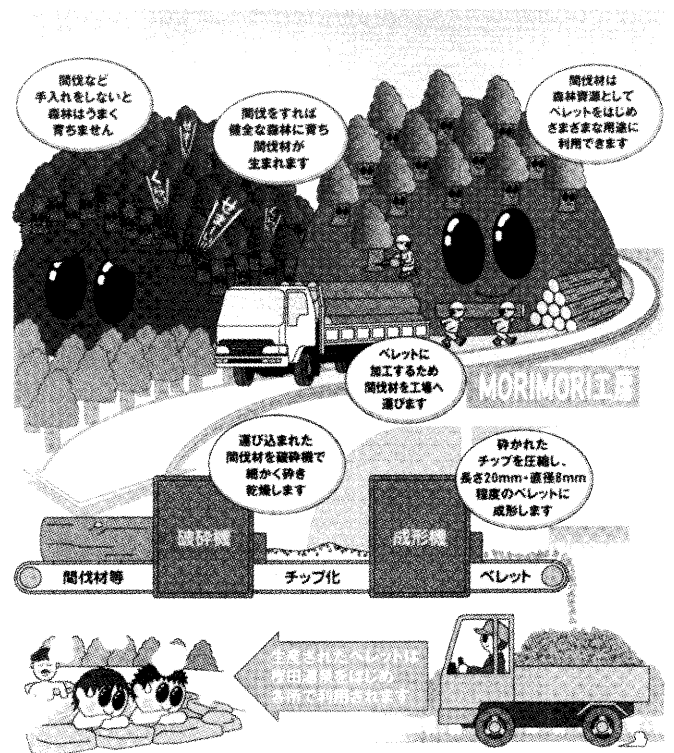
母子保健総合医療センターの光熱水費の削減状況



■ 木質バイオマスエネルギーの利用促進

木質ペレットの生産施設として高槻市内に大阪府森林組合森林資源加工センター（製造能力1t/時）を整備するとともに、木質ペレットストーブ等の利用施設の導入促進を図りました。また、この利活用の取組みをマスメディアを通じて広く府民にPRしました。

図-12 木質ペレットが出来るまで



④ ヒートアイランド対策の推進

■ ヒートアイランド対策検討調査

府域のヒートアイランド現象の実態を把握するため、大阪市、吹田市、箕面市で気温等を比較するとともに、土地利用と気温分布の状況を調査しました。

また、ヒートアイランド現象や対策に対する意識、エネルギー使用実態などについて、住民（1,055名）や商業ビルの所有者（1,370名）に対してアンケート調査を実施し、大阪市内では回答者の70%近くの住民が「冷房を使用しないと我慢できない」と感じているなどの調査結果を得ました。

■ 屋上、壁面など民間施設緑化の推進

都市化が進み、緑化可能スペースが減少している市街地において、都市の景観を高め、うるおいや安らぎをもたらすとともに、ヒ-

ートアイランド現象の緩和にも資する屋上や壁面などの建物の緑化を進めるため、民間施設の接道部や屋上などにおいて行われる緑化事業などに対し約2,100万円の助成を行うとともに、屋上緑化の効果の検証などを行う「屋上緑化のモデルビル」を公募し、5施設の屋上緑化整備に対し総額約3,000万円の助成を行いました。

■ 屋上緑化を行う事業に容積率の割増しを認める方策の検討と普及

府の総合設計制度の許可基準を見直し、従来の公開空地の容積割増しに加え、一定の容積率の割増しの範囲内で、平成14年4月から屋上緑化の面積に相当する建物床面積を容積割増しすることとし、同制度の普及に努めました。

第2節 環境への負荷が少ない健康で安心な暮らしの確保(健康)

1 自動車公害の防止

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

- ① 平成22年度までに二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境保全目標を達成します。
- ② 平成22年度までに自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）の対策対象地域における自動車排出窒素酸化物（NO_x）の総量を16,450トン/年、自動車排出粒子状物質（PM）の総量を740トン/年まで削減します。
- ③ 道路に面する地域の環境騒音の環境保全目標を概ね達成します。

【基準年の状況】

- ① 「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の基準年度である平成9年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状

物質の環境保全目標達成率は、それぞれ66.4%、33.3%でした。

- ② 平成9年度の対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量は27,260トン/年、自動車排出粒子状物質の総量は3,170トン/年でした。
- ③ 平成13年度における面的評価による道路沿道における環境保全目標の達成率は71.0%でした。

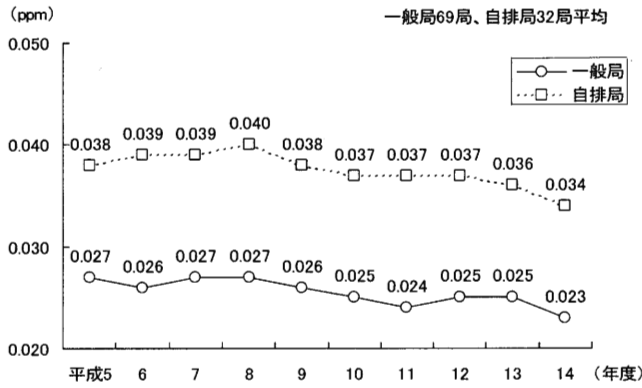
【現状】

- ① 二酸化窒素の年平均濃度は横ばいまたは緩やかに減少しており、平成14年度の環境保全目標の達成率は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）で91.9%、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）で62.2%、一般局及び自排局を合わせた全測定局で82.0%でした。

浮遊粒子状物質の年平均濃度は減少していますが、平成14年度の環境保全目標の達成率は一般局で45.3%、自排局で27.3%、全測定局

で39.8%でした。なお、平成14年度は4月9日から11日にかけて中国大陸から多量の黄砂が飛来し、この期間に多くの局で浮遊粒子状物質の環境保全目標値を超えたことが環境保全目標の達成率に大きな影響を及ぼしました。

図-13 二酸化窒素濃度（年平均値）の推移



(注) 10年間継続して測定を行い、かつ各年度の測定時間が6,000時間以上の測定局を用いた。

図-14 二酸化窒素の環境保全目標達成状況（平成14年度）

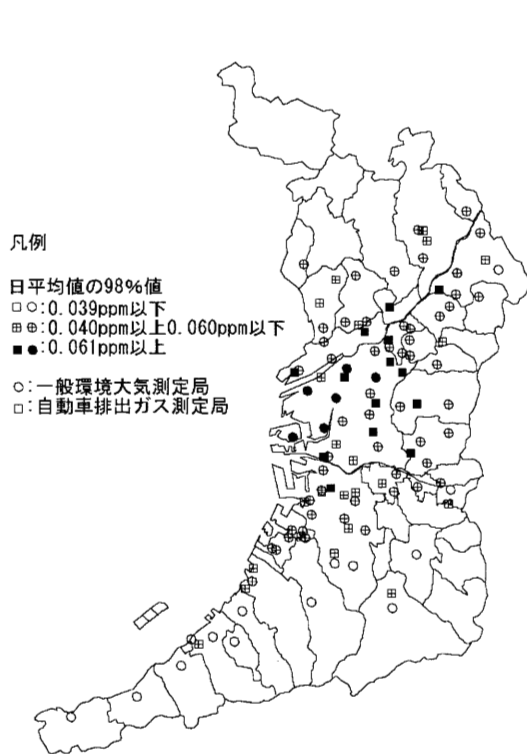
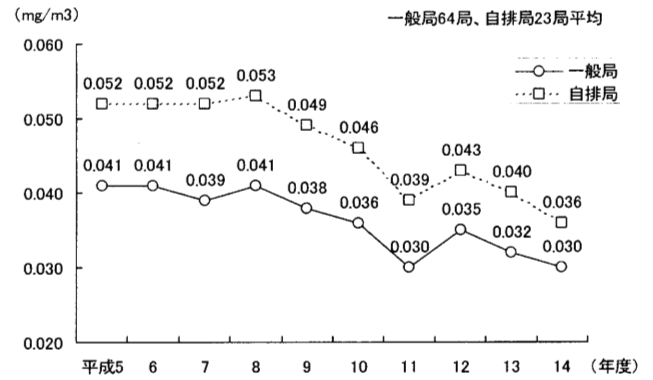
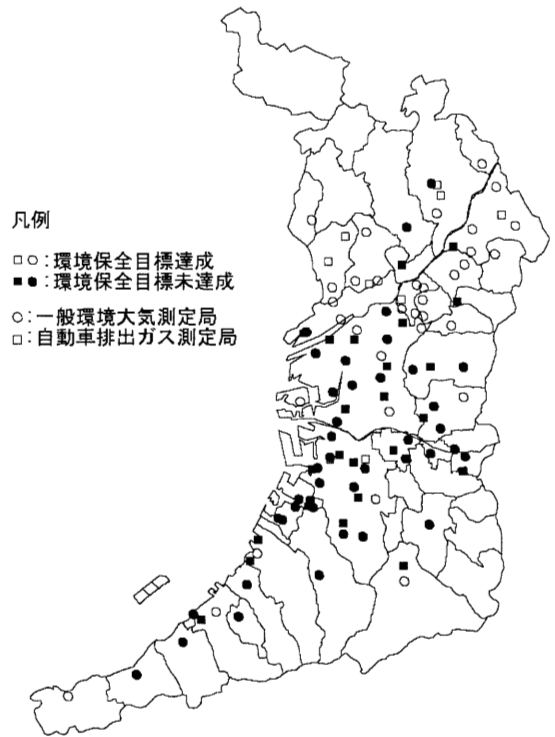


図-15 浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の推移



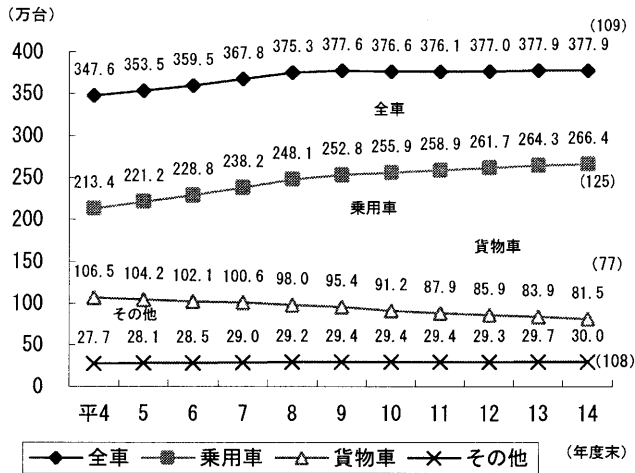
(注) 10年間継続して測定を行い、かつ各年度の測定時間が6,000時間以上の測定局を用いた。

図-16 浮遊粒子状物質の環境保全目標達成状況（平成14年度）



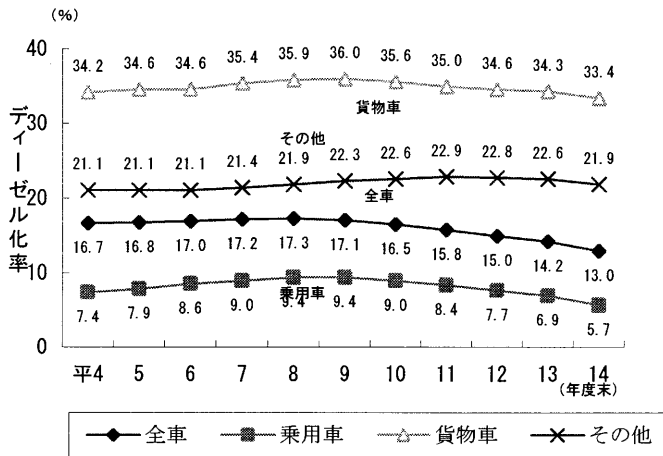
② 府域の自動車保有台数は、乗用車が増加する傾向にありますが、環境負荷の大きいディーゼル車の割合は減少してきており、平成12年度では、対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量は23,430トン/年まで削減されました。

図-17 自動車保有台数の推移



(注) 1 国土交通省調べ
 2 () 内は平成4年度を100とした指数を示す。
 3 乗用車：普通・小型・軽乗用車
 貨物車：普通・小型・小型三輪・軽貨物車及び被牽引車
 その他：乗合車・特殊用途車、二輪車

図-18 ディーゼル化率の推移



(注) 国土交通省調べ

③ 平成14年度における面的評価による府域の道路沿道における環境保全目標の達成率は72.4%であり、平成13年度に比べると1.4ポイント増加しました。

一方、点的評価を参考までに実施したところ、環境保全目標の達成率はここ数年、ほぼ横ばい状態です。要請限度値との比較でも特に夜間に超過する地域は多数存在していることから、著しい改善はみられず、今後も低騒音舗装の敷設などの道路構造対策をはじめ諸対策の継続・強化が必要となっています。

(2) 平成14年度に講じた施策

① 自動車排出ガス対策

■ 総量削減計画の策定

自動車NOx・PM法に基づき総量削減計画策定協議会等における調査審議を経て、平成22年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標を達成することを目標とする「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の大阪府案を決定しました。

■ 低公害な車の普及促進

天然ガス自動車や京阪神六府県市指定低排出ガス車「LEV-6」等の低公害な自動車を普及するため、補助金や融資制度の運用を行うとともに、公用車への率先導入やエコステーションの整備促進等を実施しました。

また、購入物品の配送に低公害な自動車の使用を求める「グリーン配送」を平成14年4月から本庁及び府警察本部で導入しました。

図-19 指定LEV-6車証



図-20 低公害車普及状況 (大阪府)

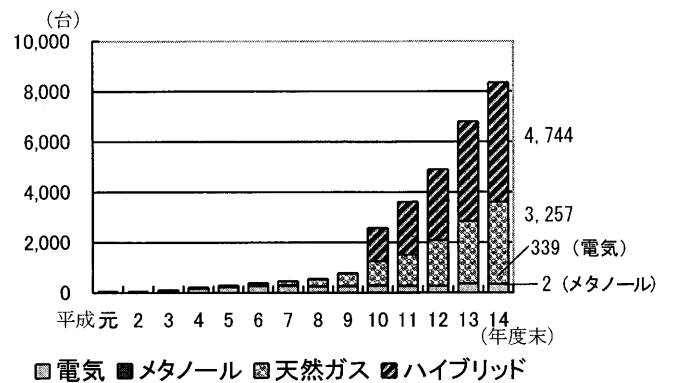
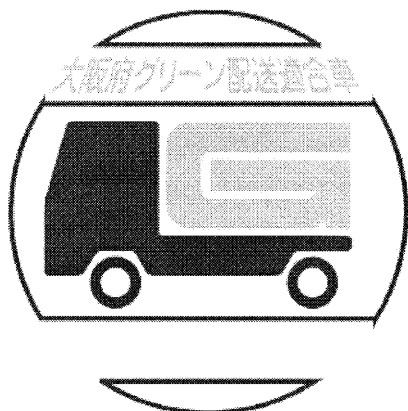


図-21 グリーン配送適合車ステッカー



■ 事業者に対する指導の強化

自動車NOx・PM法に基づき、30台以上の自動車を使用する事業者に対して、自動車使用管理計画書を提出させ、低公害車の導入や車両走行量の削減への取組みを求め、自動車排出窒素酸化物等の排出量の抑制を指導しました。

■ TDM^{*4} 施策の取組み強化

大阪交通需要マネジメント推進会議を開催し、施策を検討するとともに、パークアンドライドの拡充、バス利便性の向上や様々な社会実験などを実施しました。

また、11月をTDM推進月間として定め、これらの取組みを位置づけるとともに、交通フォーラムの開催や阪神高速道路の割引実験などTDM施策を集中的に実施・PRしました。

*4 TDM（交通需要マネジメント）…時間、経路、交通手段の選択や自動車の利用方法などの交通行動を変更することにより、都市あるいは地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法の体系のこと。

■ 立体交差等による渋滞の解消

交通渋滞を緩和し、円滑な自動車交通流を確保するため、広域道路ネットワークをはじめ、道路オーバークロス、連続立体交差化、交差点改良等の整備を進めました。

また、渋滞の解消に重点的に取り組むため即

効性のある短期的な渋滞対策として「すっくと交差点対策（案）」を平成15年3月に策定しました。

■ 交通渋滞の解消と駐車対策の推進

円滑な交通流を確保し、交通公害の防止を図るため、信号機の高度化（集中制御化）を図るとともに、交通情報板（5基）及び光ビーコン（390基）等の情報収集提供装置の整備拡充による適切な交通管制を実施しました。

また、違法駐車排除対策「クリアウェイ活動」に基づき、違法駐車を大幅に減少させ、快適な道路環境づくりを行うことを目標に、御堂筋をはじめとする都心部の幹線道路や主要ターミナル周辺地域及び各地域の主要な道路において、違法駐車の取締りを基軸とした違法駐車排除対策を推進しました。

さらに、違法駐車を防止する市町村条例（箕面市など18自治体）に基づく重点地域や駐車場案内システム整備地域等における指導取締活動を通じて、市町村等の施策を積極的に支援しました。

② 自動車騒音対策

■ 自動車騒音・振動対策の実施

関係諸機関の連携のもと、低騒音舗装の敷設、路面の補修などの道路構造対策、緩衝空間の確保などの沿道環境対策及び一方通行の交通規制、最高速度規制などの交通流対策など各種対策を実施しました。

表-22 府域の遮音壁、低騒音舗装の設置状況
(平成14年度)

道路構造対策の種別		対策の実施状況 (m)
遮音壁	従来型	6,582
	新型	18,198
低騒音舗装		62,541

2 廃棄物の適正処理

(1) 主な目標と現状

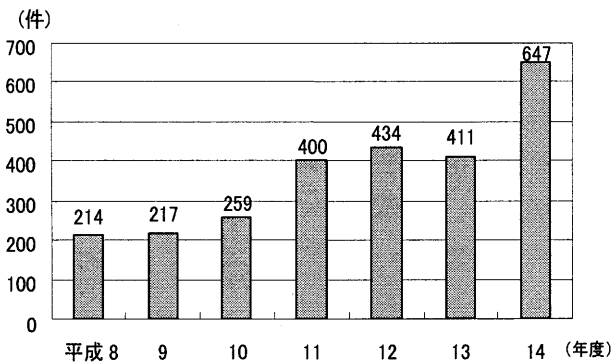
【主な目標】

大阪をきれいな環境都市とすることを旨とし、不法投棄等の撲滅に向けた取り組みを重点的に進めます。

【現状】

府内では、産業廃棄物の野外焼却・野積み・不法投棄などの不適正処理が依然として増加傾向にあり、行政の監視が手薄になる夜間や早朝、休日にきわめて短期間に行われるなど、その手口が悪質・巧妙化しています。

図-23 産業廃棄物の不適正処理件数



(2) 平成 14 年度に講じた施策

① 廃棄物の適正処理

■ 産業廃棄物の不適正処理の撲滅

産業廃棄物の適正処理やマニフェスト交付の徹底など、排出事業者や処理業者を指導・監督しました。また、市町村の推薦による不法投棄等監視連絡員（10名）の委嘱に加え、平成 14 年度から新たに現職警察官を 2 名から 5 名に増員し特別指導班（14 名）を編成するなど、警察や市町村などと連携した監視パトロール体制の強化を図り、不適正処理の撲滅に努めました。



産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間（6 月、11 月）での「監視パトロール隊」出発式

② PCB 廃棄物対策

■ PCB 廃棄物対策

PCB 廃棄物の適正な保管・処理を推進するため、事業者に適正保管を指導するとともに、環境事業団による PCB 処理施設の整備を促進しました。また、中小企業の PCB 処理を支援するための基金に拠出しました。

表-24 環境事業団による PCB の広域処理

対 象	近畿 2 府 4 県の高圧トランスなど
処理能力	2 トン/日
設置場所	大阪市此花区北港白津
実施時期	H 1 8 年 4 月～2 7 年 3 月（予定）

表-25 大阪府における PCB 廃棄物の保管状況（平成 13 年 7 月 15 日現在）

	保 管 中
高 圧 機 器	2 2, 1 3 6 台
低 圧 機 器	7 8 3, 4 0 7 台
そ の 他 機 器	9 6, 6 2 7 台
廃 油 等	4 3, 7 8 7 トン

3 水環境の保全

(1) 主要な目標と現状

【主な目標】

2010（平成 22）年度までに生活排水処理率を 100%にし、河川の水質環境保全目標は、水質環境基準（BOD）を概ね達成することなどを目標に、水質汚濁の主な原因である生活排水の処理について重点的に対策を進めます。

また、大阪湾の水質保全については、2004（平成 16）年度にCODの排出量を 95 トン／日まで削減することなどを目標にして、水質総量削減計画の推進に努めます。

【計画策定時の状況】

河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の環境保全目標は、約 6 割の河川で達成しました。

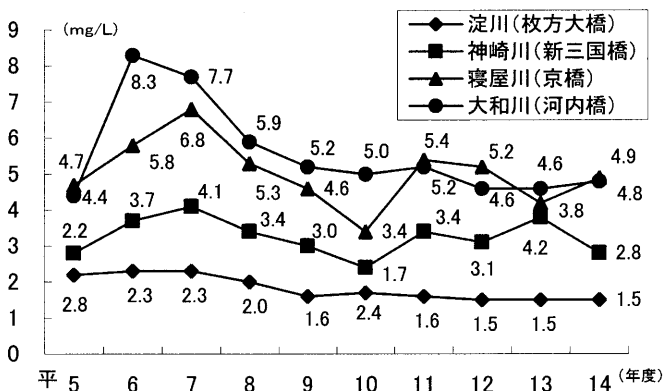
また、大阪湾の水質は、海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量（COD）等の環境保全目標について、湾奥部等で達成・維持しているものの、他の海域では未達成でした。

【現状】

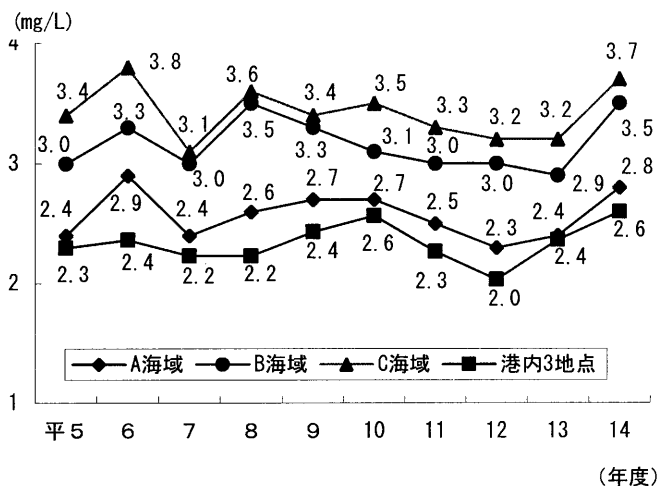
河川のBOD濃度は 10 年間でみると改善の傾向が見られ、平成 14 年度のBODの環境保全目標達成率は 57.5%でした。

また、大阪湾のCOD濃度は平成 13 年度よりやや増加傾向が見られ、平成 14 年度の環境保全目標の達成率は 40.0%でした。

図一26 府内主要河川におけるBOD（年平均値）の推移



図一27 大阪湾のCOD（大阪府測定点・表層年平均値）の推移



(2) 平成 14 年度に講じた施策

① 水循環の再生

■ 水循環系再生構想の策定

平成 14 年度に設立した、寝屋川流域水循環系再生構想検討委員会において、短期・中期・長期とそれぞれ推進すべき施策の選定を含めた「寝屋川流域水循環系再生構想」を検討しました。

■ 水循環の現状・課題の分析

国などの調査結果や水循環に関する諸施策を取りまとめ、府内の水循環の現状・課題を分析するための検討を行いました。

② 水環境の保全

■ 生活排水処理実施計画の策定

生活排水処理施設の整備について、経済性等の比較検討を行い、地域の特性に最も適した整備方策を選択することなどにより、効率的で効果的な生活排水処理施設整備を行う方針を示す「大阪府生活排水処理実施計画」を平成 15 年 3 月に策定しました。

■ 藻場・干潟の造成

堺市地先において覆砂による底質改善、阪南市地先において魚の産卵場、稚魚の育成場となる藻場と餌料培養礁の今後の整備計画を策定するための調査を実施しました。

■ 第3回世界水フォーラムの開催

洪水や濁水、水質汚濁など世界の水に関するあらゆる問題を解決するために、「第3回世界水フォーラム」が平成15年3月16日から23日まで京都・滋賀・大阪で開催され、182の国・地域から24,060人（うち海外5,780人）以上の方が参加しました。大阪会場では、フォーラム分科会、「水循環シンポジウム in 大阪」、水問題に対する行政の取組や民間企業による水に関わる技術・製品等の展示を行なった「水のEXPO」などが開催されました。「水循環シンポジウム in 大阪」では、「水循環と生活・文化・交流」をテーマに、学識経験者による基調講演やNPOの代表者、

文化人等によるパネルディスカッションを行い、人々の水に関する意識を高めました。



水循環シンポジウム in 大阪

4 環境リスクの低減・管理

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

2005（平成17）年度までにダイオキシン類の排出量を2000（平成12）年度比約4割削減し、環境保全目標を概ね達成することなどを目標に、事業者の自主管理の改善による排出抑制を促進します。また、環境リスクの高い化学物質について排出量を削減します。

【計画策定時の状況】

2000（平成12）年度の府内でのダイオキシン類の排出量は、89.4gでした。

【現状】

平成14年度末における府内でのダイオキシン類の排出量は44.1gで、平成12年度比で約50.7%削減しました。

ダイオキシン類の環境濃度は、海域水質、地下水、土壌については環境保全目標を達成していましたが、大気では58地点中1地点で、河川水質では、76地点中8地点で、河川底質では、79地点中15地点で、海域底質では9地点中2地点でそれぞれ環境保全目標を達成していませんでした。

また、府域におけるPRTTR法^{※5}に基づく平成13年度の化学物質の排出量は58,648トンで、全国の6.53%を占めていました。

(2) 平成14年度に講じた施策

① 有害化学物質の排出削減

■ ダイオキシン類の排出削減

工場・事業場の立入検査を実施して、ダイオキシン類の発生防止対策の徹底を指導しました。

また、廃棄物焼却炉等の特定施設設置者に対して、ダイオキシン類の排出基準の遵守と年1回以上の濃度測定の実施を指導しました。

平成14年度の排出基準超過施設数は、5施設（全て廃棄物焼却施設）。このうち、1施設について廃棄物処理法に基づき施設の一時停止命令及び改善命令を発令し、残り4施設については、施設の使用停止を指導しました。

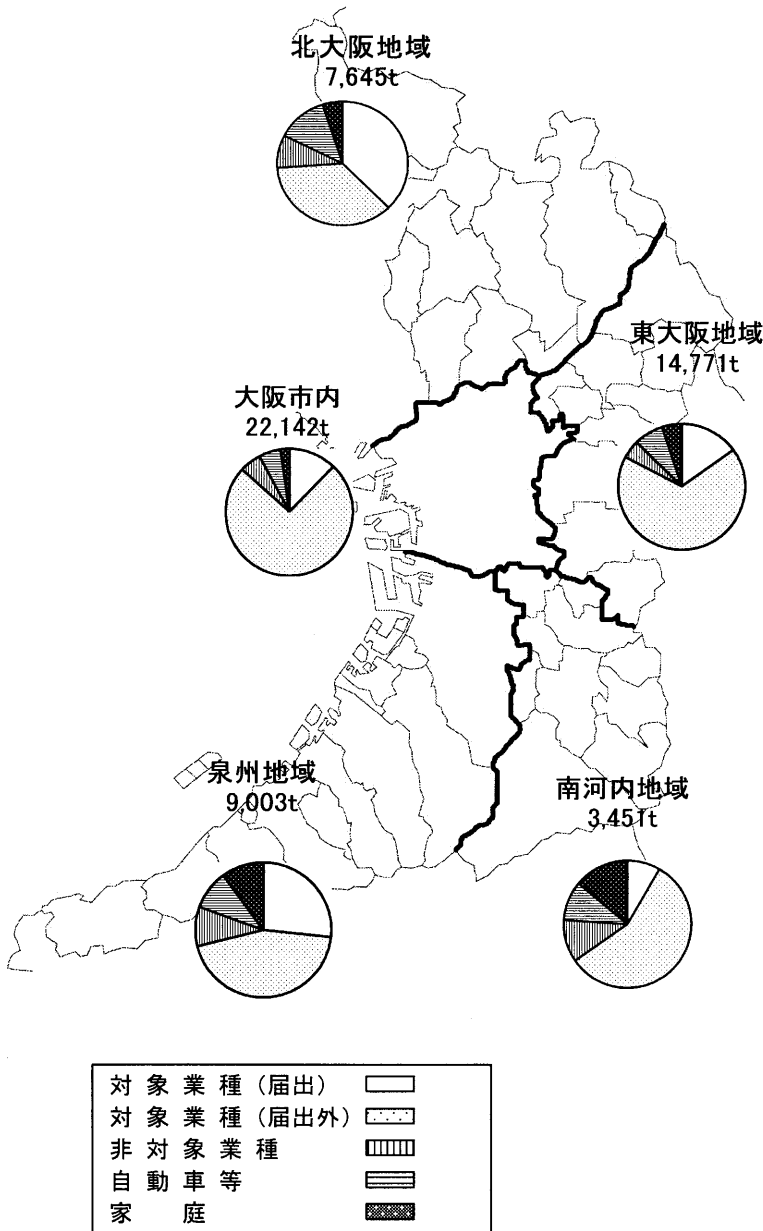
■ 化学物質に係る自主管理の改善の促進

PRTTR法に基づき、事業者から化学物質の排出量等の1,640件の届出を受け、主務大臣へ送付した後、国において集計されたデータに

基づく府域の集計結果を公表しました。

また、事業者に対して、化学物質の排出抑制の啓発等を行いました。

図-28 化学物質の府内地域別排出量の内訳



*5 PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)…有害性のおそれがある化学物質について、事業者の自主的な管理を促進し、環境汚染の未然防止を目指した制度のこと。一定の業種や要件に該当する事業者が届出対象となり、届出の集計と届出対象外の発生源の推計により、環境への排出量を算出している。

② 地盤環境の保全

■ 土壤汚染対策の推進

鉛、ひ素など有害な 25 物質に係る特定施設の使用廃止時に、土壤汚染の調査を実施し、健康被害が生じるおそれがある場合の汚染の除去等の措置命令などの規定を盛り込んだ土壤汚染対策法が平成 15 年 2 月 15 日から施行され、その周知を図るなど、円滑な実施に努めました。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を改正し、法に定める有害物質に加えてダイオキシン類を対象とするとともに、一定規模(3,000m²)以上の土地において、建築物を建設する場合などを調査機会として追加するなど土壤汚染対策制度の充実を図りました(平成 15 年 3 月 25 日公布、平成 16 年 1 月 1 日施行予定)。

第3節 豊かな自然と共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現（共生・魅力）

1 自然との共生等

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

府民が自然環境を通じて心の豊かさ、うるおいを実感でき、自然と共生する社会の実現を目指し、地域住民の参加によるみどり環境（水とみどりのネットワークであるエコロジカルネットワークなど）の創出などを進めます。

【計画策定時の状況】

森林、農空間においては、都市化の進展や開発行為などによる減少・分断化、担い手不足や高齢化による荒廃化が危惧され、大阪湾においても、自然海岸の割合が低く、干潟や藻場が減少しており、平成12年度の府政モニター・アンケートでは約7割の府民が府域の自然環境の状況を「悪い」と感じていると回答していました。

【現状】

生態系の保全のため、ボランティアによる身近な里山の保全活動をはじめ、流域住民とともに漁業者が森林の維持管理活動として「漁民の森づくり」など、住民参加による自然環境の保全に取り組んでいます。

(2) 平成14年度に講じた施策

① 生物多様性の確保

■ 野生生物の保護に向けた取り組み

第9次鳥獣保護事業計画（平成14年度～平成18年度）に基づき、鳥獣保護区の設定や愛鳥モデル校の指定に向けての調整を進めるとともに、当該計画期間に合わせて策定した「シカ保護管理計画」（平成14年3月）に基づき、野生シカの頭数調整に取り組みました。

② 自然環境の保全・回復・創出

■ 「エコロジカルネットワーク軸」形成の検討
生きものの生息、生育環境の場や移動経路の確保、ゆとりと潤いを共感する景観の形成などに資するエコロジカルネットワーク軸の形成に向けて必要となる事項について、その内容と今後の進め方等について検討を行いました。

■ 森林プラン（仮称）策定の検討

周辺山系の森林を府民の貴重な環境資源としてとらえ、「災害防止」や「資源循環」、「環境学習・レクリエーション利用」といった機能に着目しながら、地域が主体となって、地域の森林の特徴・特性に応じた適切な森づくりを推進するための仕組みのあり方等について、学識経験者や林業家、森林組合などの意見も聞きながら検討・協議を進めました。

■ ^な魚庭の森づくり活動推進事業

大阪湾を豊かな漁場として育むため、森、川、海を一体として捉え、府内河川上流域に存する森林への約200本の植樹、育林活動を通して漁民の森づくりを行うことを支援しました。また、河川浄化、水源を目指してのウォーキング等の啓発活動を併せて実施しました。

■ 農空間整備事業

農空間の持つ自然循環、環境保全、防災、交流などの多面的な機能を持続的に保全・活用し、都市と共生した地域づくりを図るため、農業生産基盤、農村交流基盤、農村生活環境基盤の整備を府内31地区で実施した。



農空間整備事業「泉州地区」(貝塚工区)
府民管理農園「彩農園クラブ」(貝塚市)

■ 大阪エコ農産物認証制度

安心のできる農産物を求める府民の声に応えるとともに、環境に配慮した農業に取り組む農業者の支援を行なうため、減農薬・減化学肥料で栽培された農産物を「大阪エコ農産物」として認証しました。認証農産物には認証マークが表示され、販売されています。

(平成 13 年 12 月制度発足、平成 14 年度認証数—8 市 1 町で延べ 477 件)

農薬・化学肥料を **5** 割以上削減!



大阪エコ農産物

大阪エコ農産物認証マーク

■ オアシス整備事業

地域の貴重な環境資源であるため池を、水と緑に包まれたオアシスとして総合的に整備し、地域の快適な環境づくりを推進するため、

狭山副池地区(大阪狭山市)で、地域住民及びボランティアとともに、ため池を活用したビオトープづくりやせせらぎ水路づくりを手づくりで行うなど、府内 13 地区でため池を核とした水辺環境づくりを実施しました。



オアシス整備事業 狭山副池地区(大阪狭山市)

③ 自然とのふれあいの場の活用

■ ふれあい漁港の整備

漁港や漁村の良好な自然環境や特性を活かした親しみやすく、住みやすい漁港・漁村整備を行うことにより、海、漁村住民及び都市住民のふれあいの場づくりを行うことを目的に、深日漁港、小島漁港において、防波堤・護岸及び物揚場の整備と埋立工事を実施しました。

④ 潤いとやすらぎのある都市空間の形成

■ 水の都大阪の再生

都市再生本部の「都市再生プロジェクト第3次決定」として「水の都大阪の再生」が位置付けられたことから、経済界や学識経験者、国、府、市等で構成する協議会を平成 14 年 10 月に設立しました。

また、府民やNPO等の意見も踏まえながら、水辺と一体となったまちづくりや観光魅力の創出などを盛り込んだ再生構想を策定するとともに、先行的に道頓堀川の環境整備を行ないました。

■ 水辺にふれあえる府営公園の整備

深北緑地、石川河川公園において、行政と府民の協働により、水辺に親しむ観察路の整

備などの水辺環境づくりを実施しました。また、二色の浜公園、せんなん里海公園において、親水空間としての広場整備等を実施しました。

⑤ 美しい景観の形成

■ 美しい景観づくりに向けた適切な誘導・規制

大阪府景観条例に基づき、特に良好な景観形成を図るべき地域について景観形成地域への指定を進めるとともに(平成14年度は国道171号沿道を指定)、一定規模を超える建築行為等に対し、景観指導基準に基づく指導を行な

うこと等により、美しい世界都市大阪の実現をめざしました。

■ 景観を阻害する屋外広告物の規制

大阪府屋外広告物条例を改正し、広告主の義務等を明記するとともに、違法に掲出されたのぼり旗や簡易広告板も簡易除却(即時撤去)の対象に加えました。さらに、罰則を強化し、罰金額を最高50万円に引き上げました。

また、違法広告物の撤去をシルバー人材センターに委託するとともに、住民団体等が主体的に違法広告物を撤去する活動を河内長野市域で行いました。

第4節 すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現(参加)

1 環境配慮のための仕組みづくり

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

環境に配慮したライフスタイルや事業活動を活発化させることを目指し、環境パートナーシップの構築や環境に配慮した経済社会への変革に取り組みます。

【計画策定時の状況】

府民、事業者、民間団体や市町村からなる「豊かな環境づくり大阪府民会議」を運営するとともに、毎年、「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定しパートナーシップによる各主体の自主的積極的な取り組みを促進していました。

また、教員向けの環境教育の手引きや活動事例集等の作成・配布を行い学校における環境教育・環境学習を支援するとともに、環境保全活動のリーダーを養成するための講習会

や「こどもエコクラブ^{※6}交流会」を開催するなど、社会における自主的な環境学習への支援を行っていました。

※6 こどもエコクラブ…地域において環境に関する活動を行う小・中学生のグループの総称。全国の小・中学生の継続的な環境活動を支援するため、環境省の委託事業として始まったもの。

(2) 平成14年度に講じた施策

① パートナーシップによる環境保全活動の実施

■ 環境情報交流のための施設整備

環境情報センター内に環境に関する情報提供や交流のための施設として環境情報プラザを平成15年2月に整備し、環境NPO等とも協力しながら環境教育講座の開催、環境活動に必要な器材の貸出などを行いました。



環境情報プラザ（平成 15 年 2 月開設）

- 環境配慮の行動指針(エコガイド)の作成・普及
循環型社会の構築に向け、将来を担うこともたちの環境学習や、地域における環境保全活動を推進するため、環境配慮の行動指針をもとに環境NPOと連携し、多くの府民が活用できるチェックシートを作成しました。

図-29 エコガイドのチェックシート（抜粋）

☉ 子ども用チェックシート

生活チェックシート 子ども用

生活チェック・子ども用	やっている 10点	まあまあ 5点	やっていない 0点
1 部屋を出るときは電気やテレビのスイッチを消す			
2 冷蔵庫を開ける回数をへらす			
3 冷房は 28℃でいどにする			
4 暖房は 20℃でいどにする			
5 テレビはリモコンだけでなく本体の電源も切る			
6 お風呂は扇を動かさずに入る			
7 シャワーを使うときは流しっぱなしにしない			
8 シャンプーはなるべく少な目を使う			
9 歯みがきのときは水を出しっぱなしにしない			
10 しゃもじは全開にせず鉛筆の太さにする			
11 皿などの油污はふき取ってから洗う			
12 食べ残しをしない			
13 川や池、海にごみを捨てない			
14 買い物をしたときは袋をもらわない			
15 本を買うときにカバーをしてもらわない			
16 ノートは最後まで使う			
17 文具品などはリサイクル製品を買う			
18 リサイクルのためにごみをきちんと分別する			
19 ペットボトルの飲み物を買わない			
20 殺虫剤は少な目に、必要以外は使わない			
計			

得点合計 点

<p>200点～120点</p> <p>あなたの生活は環境を守る生活です。一人でしているのはもったいない。家族や友だちにもひろめましょう。</p>	<p>119点～60点</p> <p>あなたの生活は普通です。無駄になっているところをさがして、努力してみましょう。未来はあなた達のです。</p>	<p>59点～0点</p> <p>あなたの生活は環境をよこすことがあります。人間も、他の生きもの達もずっと生きていける未来のために無駄をなくす努力をしましょう。</p>
--	--	---

■ 環境ふれあいワークショップの開催

服部緑地、石川河川公園、深北緑地の3公園において、生きものとふれあえる都市公園をテーマとしたワークショップを開催し、行政と府民とのパートナーシップによる公園のあり方を検討しました。

② 環境教育・環境学習の推進

■ 環境学習人材支援事業

小学生に対する体験的環境学習を実施するとともに、その準備・経験を通じて教員に環境教育のノウハウを習得してもらうため、環境NPO等の専門家を講師として派遣(21市町・32校)し、実施内容をホームページで紹介しました。

■ 体験型環境学習の支援

自主的な体験学習活動を促進するため、「ちはや星と自然のミュージアム」などの環境学習拠点施設において、自然観察会やネイチャーイベントなどを実施し、自然とのふれあいを通じて自然に対する正しい理解の普及を図りました。

■ 体験型環境学習のフィールドづくり

「自然環境学習」と「人と自然との共生」をテーマに、府民の里山での生活体験や自然体験等を通じて、自然に対する認識や理解を深めるための拠点施設として、泉南市信達葛畑地内に「府民の森ほりご園地」(愛称:里山の自然学校「紀泉わいわい村」)を整備しました。

■ 府営公園を活用した環境学習の推進

大泉緑地ほか 18 府営公園において、公園内ボランティアとの協働による自然観察会など延べ 8,000 人を対象に開催し、環境学習の推進に努めました。

■ 「私の水辺」大発表会

府民の「水辺」への関心を高め、水辺に関わりながら活動している方々の交流を深めていくため、「水辺」の再発見や「水辺」での活動について小、中、高校生、NPO など 63 団体

600名の参加による発表会を平成14年12月に開催しました。

③ 環境情報発信拠点の整備

■ インターネットを通じた環境情報の発信と交流

大阪府の環境施策や環境イベント情報等について、よりわかりやすく情報提供するため、環境ホームページ「エコギャラリー」において自然環境や動画を含んだ環境学習教材等のコンテンツを充実するとともに、APEC域内の環境保全技術情報の交流促進を図りました。

また、「豊かな環境づくり大阪府民会議」において、府民参加型の環境ホームページである「かんきょう交流ルーム」の運営を行うなど、環境情報の交流を促進しました。

(<http://www.epcc.pref.osaka.jp/fumin>)

④ 調査研究の推進

■ 環境汚染の未然防止に向けた研究開発の推進

ダイオキシン類の発生を抑制する塩化ビニル樹脂の実用化技術の開発や大気汚染物質の浄化機能を有する木質空間への間伐材及び建築木材の循環利用など環境汚染の未然防止に向けた研究開発を実施しました。

■ 試験研究機関提案型調査研究事業

国の提案公募型研究開発事業（国プロ）や企業との共同研究につながる調査研究を推進するため、初めて、府立の全研究機関を対象に競争公募を行い、調査研究課題を募集しました。合計29件の提案があり、外部評価を経て13の課題を採択し、大阪産業の再生のために、今後成長が期待される産業分野（情報・通信、バイオ、環境、健康福祉）の調査研究を行いました。

⑤ 環境影響評価制度の推進・拡充

■ 環境影響評価制度の拡充

大阪府環境影響評価条例等に基づき、事業者

が行う環境影響評価及び事後調査に関し環境保全上の見地から検討するとともに、必要な指導・助言を行いました。

また、事業に先立つ計画や施策の策定段階において環境配慮を行うため、戦略的環境アセスメント制度^{※7}の導入に向けた調査・検討を行いました。

※7 戦略的環境アセスメント制度…現行の環境影響評価が原則として事業実施段階を対象にしているのに対して、計画や施策の策定段階から環境影響評価を行うことにより、計画等策定の意志決定に当たって環境への十分な配慮を行うためのしくみ

表-30 平成14年度に実施した環境影響評価事案

区分	事業名	内容
条例対象	大阪外環状線（新大阪～都島）鉄道建設事業	環境影響評価準備書について審査し、環境保全の見地からの意見を述べました。
法対象	（仮称）泉北天然ガス発電所	環境影響評価方法書について審査しました。
条例対象	吹田市北工場建替事業	環境影響評価方法書について調査・検討しました。

⑥ 環境関連産業振興のための支援

■ 環境関連産業育成支援

大阪の環境課題の克服に役立つ技術情報の収集を行い、環境関連産業からの技術相談に対応するとともに、関係機関と連携して、研究開発の奨励や情報提供などを行う環境技術コーディネート事業の創設を検討しました。

2 府の率先行動の拡大

(1) 主な目標と現状

【主な目標】

環境総合計画を推進する立場にある府は、自ら事業者・消費者という立場から環境マネジメントシステムの確立、グリーン購入※8の推進など率先行動を拡大します。

【計画策定時の状況】

平成9年度に「環境にやさしい大阪府庁行動計画（エコアクションプラン）」を策定したほか、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001※9を平成11年2月に本庁舎、同年8月に村野浄水場、平成14年2月に環境情報センターで認証取得しました。また、平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行されたことに伴い、府では平成13年5月から「大阪府グリーン調達方針※10」を定めています。

※8 グリーン購入…商品やサービスを購入する際、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

※9 ISO14001…国際標準化機構（ISO）が取り決めている環境関連規格ISO14000シリーズの一つで、生産、サービス、経営に際して環境対応の立案、運用、点検、見直しといった環境管理・監査システムが整備されているかについて認証機関の審査を受けて、審査に合格すればISO14001認証取得企業として登録される。

※10 大阪府グリーン調達方針…大阪府のすべての機関が物品や役務を調達する際における環境物品等の調達方針

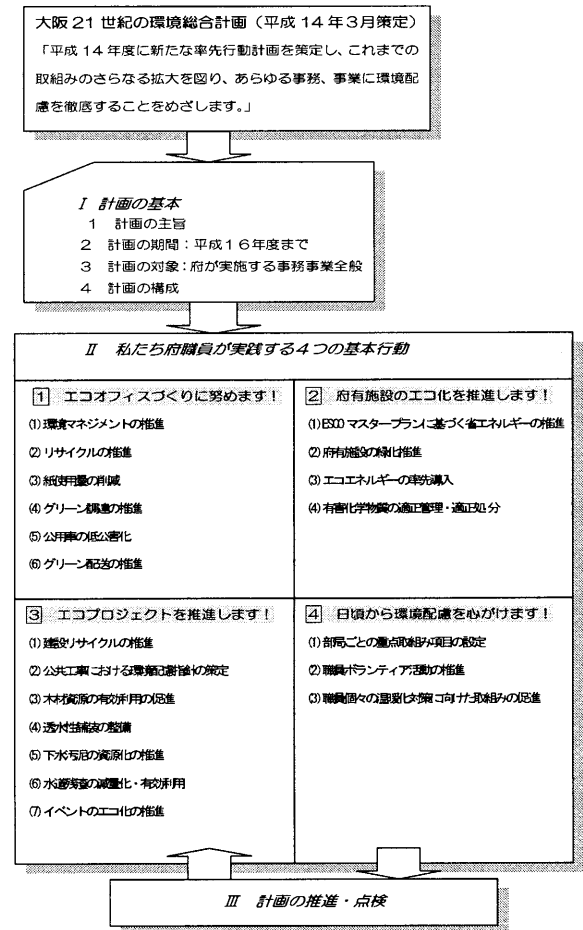
(2) 平成14年度に講じた施策

① 環境マネジメントシステムの確立

■ 「府庁エコアクションプラン」の策定

「大阪21世紀の環境総合計画」を踏まえ、府民等の模範として府職員が率先して取り組む行動計画として、平成15年3月に平成16年度までを計画期間とする新たな「環境配慮の大阪府庁率先行動計画—府庁エコアクションプラン—」を策定しました。

図-31 府庁エコアクションプラン



■ 環境ISOの推進

本庁舎において平成13年度から16年度は表-31のとおりISO14001の取り組みを推進するとともに、平成14年8月に市町村職員に対し研修を行うなど自主的な環境保全活動の普及を図りました。

表-32 府庁本庁舎における環境ISOの概要

基本的事項	適用範囲	大阪府本庁舎における事業活動 大阪府が発注する公共事業
	計画年次	平成13年度～16年度
	実施主体	環境行政推進会議（議長：大阪府知事）
環境管理基本方針	平成10年12月8日策定 （平成12年8月22日、平成13年8月28日改定）	
重点的な取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー：電気等エネルギー使用量の削減 ・省資源：コピー用紙の使用抑制・節水 ・リサイクル：廃棄物処分量の削減 ・グリーン調達：紙類、納入印刷物等13分野で数値目標を設定 ・グリーン配送の導入 ・公共工事における環境配慮：アスファルト塊、コンクリート塊のリサイクル 	
推進体制	計画 (PLAN)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境行政推進会議が実施主体 ・環境管理責任者（環境政策監）が進行管理
	実行 (DO)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内環境総括責任者（各部次長）が実施責任者 ・環境推進員（総務総括主査等）が職場で推進
	点検 (CHECK)	・環境監査役を設置し、内部環境監査を実施
	見直し (ACTION)	・環境行政推進会議が計画の見直し

■ 村野浄水場における環境ISOの推進

地球環境にやさしい水道事業体として、環境負荷の少ない水づくりを推進するため、府営水道の8割の水をつくる村野浄水場において、平成11年8月に取得したISO14001の取り組みを引き続き推進しました。

■ 環境情報センターにおける環境ISOの推進

府域の環境保全のための調査・分析や環境教育などを実施する機関である環境情報センター自らが環境の負荷を軽減し、環境保全活動を一層推進するため、平成14年2月にISO14001を取得しました。その結果、平成14年度末時点では、廃棄物発生量の低減・リサイクル率の向上、電気使用量の削減など概ね目標値を達成しています。

② グリーン購入の推進

■ グリーン調達方針に基づくグリーン購入の推進

平成14年度は、グリーン調達方針を一部変更し、対象分野を14分野に拡大するとともに13分野で数値目標を定め、グリーン購入を一層推進しました。

表-33 グリーン調達目標及び実績(平成14年度)

分野	数値目標	実績
①紙類	100% (A4版換算枚数)	97.3%
②納入印刷物	100% (契約件数)	99.0%
③文具類	100% (金額)	99.8%
④OA機器	90%以上 (台数)	100.0%
⑤自動車	100% (台数)	100.0%
⑥機器類	80%以上 (台数)	99.1%
⑦家電製品	80%以上 (台数)	100.0%
⑧照明	70%以上 (台数)	100.0%
⑨制服・作業服	70%以上 (金額)	100.0%
⑩インテリア・寝装	70%以上 (金額)	100.0%
⑪作業用手袋	70%以上 (金額)	100.0%
⑫設備	100% (台数)	調達実績なし
⑬公共工事	100% (件数)	94.2%